ＣＩＴＥＳ'92の意義と今後の展望

小　原　秀　雄
（女子栄養大学）

いろいろな立場があると思いますが，今日はどの団体の代表でもないという立場で話をします。しかし，実際には，トラフィック・ジャパンの委員長として参加しました。83年のワシントン条約の締約国会議，日本が批准をしてから最初の会議に出たのが初めてですが，今日はそれ以降の流れを多少お話しします。（講演記録による）

ワシントン条約は，前から私が言っていますように，商業取引を持続的なペースで行うというのが基本です。その結果として，無制限な取引によってダメージを受けている野生の動植物の種を保護することができる。目的では，一応そういうことを掲げていますが，会議に出てくるのは国の代表で，その国益，というものが出てまいります。それからその当時のそれぞれの国際的情勢といいますか，経済的な情勢によって，国の態度というようなものも違ってきます。

今言いました点が実際には，83年のときから次第に変化を遂げてきているということがあります。それが現在では，野生生物の取引の問題が国家間でかなり鋭い対立を生むようになってきました。

今回の会議の段階で83年のときからみて，どのくらい変わってきているかという問題について話をしてみたいと思います。最初にいくつかの要点を上げておいた方がいいと思います。まず，アメリカの態度は，非常に顕著に変わってきている（後述）。それが一つと，ジンバブエをはじめとする，南部アフリカ諸国にみられるような，商取引が自然保護に役に立つという主張が非常に顕著に現れてきているという点が二つ目。それからもう一つは，これは結局，ワシントン条約ではさっき言いましたように経済的なことが主ですから，野生動植物の保護はカバーしきれないということで，バイオダイバーシィティ保全の条約が必要だという，ブラジルサミットにつながるような問題が三つ目というふうに出てまいりました。

自然科学的なものとしては，いわゆるサステイナビリティというのは何かという問題が，出てくるわけです。経済的な原則からみた場合も，さっき言いましたように結果としてではあるけれども，サステイナビリティは出てくる。しかし，そもそもワシントン条約を最初に作りだしたときの IUCN の会議にみられるような，野生動物・植物を守るという面からみた場合のサステイナビリティというものをどう考えるかという問題です。

しかし，いま言いました最後の問題に関しては，締約国会議でシンポジウムを開いたときにも取りあげられました。生物の中でも種によってサステイナビリティには非常にいろいろな違いがあります。しかし，あのときに，ワイルドライフユーティライゼーション，野生生物の科学的利用を主張するグループを作っているスチーブン・エドワーズ博士もこの問題についての議論は避けた形でして，議論がそのまま続いているというふうに解釈しています。

IUCN の今の事実からわかりますように，WWF とか IUCN とかといったような国際レベルで，あるいは国家レベルのものとの非常に深いつながりがある自然保護団体と，グリーンピースに代表されるような，しいていえば国益とか国策などとあまりつながりの少ない NGO との間には，かなり

その問題に関して捉え方が違うということが出てきたと思います。

そのこととの関連でいいますと，日本のジャーナリズムというのは，非常に明確に南北問題という形の扱い方を主にして，その報道のされ方でいろいろな問題点を露呈したと思います。

最初のときのところから申しますと，今までローザンヌの会議より以前のときのアメリカ合衆国は，実際には，リーダーシップをとって保護の立場が非常に顕著な姿勢で臨んでいます。少なくとも，スイスのローザンヌのときは，アメリカ政府の代表団というのは，IUCNとNGOと，NGOというのはいろいろあり，業界のNGOが入っていますが，とにかく民間の人たちと話し合いを持ちながら会議に臨んでいた。今回もおそらくそういうことがあったとは思いますが，雰囲気はくずれたと思います。

その一つの典型的な例は，デンマークの提案した，アメリカグマを附属書Ⅱにする評決に見ることができます。委員会ではアメリカ合衆国が反対し，どこかアメリカとの関連だと思うのですが，それに同調した国があって3分の2は取れなかった。しかし，本会議でもう一回再提案されましたときは，アメリカ合衆国の影響を受けている国は欠席した。欠席というのは，採決のときは数に入らない。そして3分の2の多数でアメリカと違った提案が通った。これは今までの締約国会議に比べると違った印象を強烈に与えたと思うのです。そういう点，超大国アメリカの今度の大統領選挙の問題に絡んでいるためか自然保護に対する態度がいわゆる経済事情とからんで，非常に違ったことであります。これがひとつ顕著なものです。大国ひとつの影響力というものがある意味においては，相対的に衰えたと言えることでもあると思います。

その次の二番目は，南北対立の問題とからめて，京都クライテリアなどでみられるように，ある意味ではワシントン条約の根幹に関わる提案が出されたことです。例えばアフリカゾウでよく報道されましたが，住民保護か自然保護かということで，野生生物の持続的利用へと傾いていくという南部アフリカの場合に典型的にみられます。

別にアフリカゾウについて，かなり詳しい報告が出されると思います。ごく簡単に申し上げますが，いわゆる南部アフリカの提案で，南部アフリカでの個体数が増えているから利用したいという提案は，スイスのローザンヌの会議で，アフリカゾウを附属書Ⅰにしたとき付帯された決議に基づいて派遣された，パネルが出した結論から導き出されたものでありまして，そのことをよく認識している側としては，これを無碍に退けることはできなかったという事情があります。その結果，アメリカ合衆国をはじめとして，いくつかの国が，象牙の問題は別として，象そのものについての利用というものを認めようという立場に立ちましたし，IUCNとWWFもその立場を支持して，皮と肉の取引はやっていいのではないかということになりました。

そのときに南北対立という形で報道されたのですが，ここが日本においてのマスコミ認識のひとつのポイントだと思います。実は，これは南北対立ではないわけで，ケニアをはじめとする，ブラックアフリカの諸国は，これに対して，密猟再開につながるからと資源であるところの野生動物が激減してしまうと反対していた。生きたまま取れるビクーナの毛とは違って，殺さざるを得ないゾウでは，象牙はもちろん皮や肉製品でも，国際取引の再開は密猟の誘因となり得るというわけです。この間，毎日新聞に非常にはっきりとジンバブエの経済の90パーセントを，白人が実際に握っているという報告がのりました。その報道にみられるように，実際には，商業取引を望んでいるのは，先進国の業界とそれから途上国の売り

たいという側で，途上国のいわゆる民衆の意見というものを国が代表しているとは，必ずしも言えません。

これは，外国の報道と比べてみると，非常に顕著な違いだと思うのです。見方が経済に単純化されている。つまり環境問題を環境を守る側と使おうという側と対比させて，対立的な意見だというふうに報道する仕方，NHKあたりでも非常にはっきりとそういう態度がみられて，ちょっと異質ではないかと私は考えています。それは日本のジャーナリストたちが，野生動物の取引の反対が，動物愛護の問題から出ると非常に強く思いこんでいる一つの例だと思います。報道は中立の立場でということなのか，地球環境を守ろうという側と，利用を主張する側とが同列に扱われます。環境問題に対して積極的に報道し，環境を保護することに理解をしめすといっている報道人や報道関係組織が，なぜこうした態度をとるのか。報道における中立性とは何か，あらためて問いたいと思います。

また，いまの南北対立が，実際には，使いたい側と売りたい側との結びつきと，それをできるだけ最小限に縮小しておくべきであるという考え方との，同じワシントン条約のサステイナブルというときの，どのへんが限界なのかという課題を絡めた問題としてここに出てきている。それは，おそらく経済不況下でという条件もあるし，それから南側の，特に経済状態から著しく影響を受けるという二つの問題点を抱えています。それから観光資源としての問題も生じてきている。これらには南北の問題が，もっとも露骨に出てきます。

日本の態度は，要するに資源分配競合理論，つまり，自然資源が限られているとすれば，その自然資源をできるだけ沢山利用したり加工したりしたい，資源ナショナリズムの現れとして各国間の争いがワシントン条約の締約国会議の中で，実際には非常に激しく行われているとみている。ですから，クロマグロに関する提案をしたスウェーデンに対して，かなり露骨な力がかかった。私はスウェーデンの代表がいった言葉には非常に強い印象を受けています。日本も受けとめなければならないと思っています。つまり非常に減少している野生動物，植物があるときに，それを一旦取引を停止して，それが復活するまで待つということがなぜそれが業界のためにならないのか，業界の人達は，それに対して，圧力をかけることであるとはスウェーデンの代表団にとっては理解し難いことである。これが取るための争いでしょうか。そう表現したとのことです。

つまり，今申しましたように，ワシントン条約の締約国会議のなかで，議論されていたマグロの減少に対して，サスティナブルなレベルに回復させる具体的な代案なしに，なんらかの形で持続的に利用していこうというだけの意見が日本およびアメリカ，カナダという利用国から出されたわけです。国際会議のなかで，はたしてなにが真の国益なのかという問題があります。この論議は重要だと思いますが，今回の会議では，いわゆる国益という形で企業の利益，業界の利益が反映されてくることを非常に強く印象づけられた一つの例だと思います。

これらの流れは，経済協力や発展が進めば進むほど，非常に顕著になるわけで，ワシントン条約の今後の問題としては，それがずっと続いていくだろうということになります。

従って，ここでIUCNとWWFインターナショナルがいっているような，サステイナブルユーティリゼーションいわゆる持続的利用というのは，たとえば，どういうものなのかという問題が当然出て来る。種の保護といったときと，バイオダイバーシティのコンサベーション，生物多様性保全とは，今後かなり問題が出てくると思うのです。

ここで強調しておきたいのは，日本でよく報道などでいわれている「科学的」ということは，常に非常に狭められた形での科学的としてしか使われていない。経済合理性に基づいてポピュレーション・ダイナミックスの，ある側面だけ取りあげて科学的なというもので，生態学的なバランスの問題だとか，生態学的に生態を保全するとか進化の法則性などは，一度たりとも科学的という言葉で報道されたこともない。これは世界的にみると，極めて奇異なことであると指摘しておかなければなりません。

種の多様性を保存するというときにも，それぞれの種だけがバラバラに保全されればいいというのでは（これは保護と利用の論理ではよく主張されるけれども），決してない。明らかに生態系をどう利用して，自然のまま保全していくかという問題だとか，それから私がシンポジウムで主張したことですが，生物がそれぞれ組合わさって，自然淘太が行われて行くような，自然に進化をしていくプロセスの保存を生物多様性保全条約は含んでいます。単なる種の多様性だけではありません。それをわれわれが代わって潰して行くような，そういうやり方でサステイナビリティを考えていいのかという問題を提起したいと思います。これは自然科学者への課題でもあります。

環境庁その他の関係の方もいらっしゃいますので申し上げますが，しばしば言われているように，保護と利用というときに，限られたポピュレーションの中での保護と利用の両立ということが言われているのでありまして，自然の進化の仕組みというものをそのまま残していくという配慮をほとんど欠いているようです。

この典型的なものは，増やして，利用して何が悪い，という論理です。

ここで重要なことは，ワシントン条約に関しては，そのような養鹿のような利用の仕方というのは十分に有り得るわけです。どう増やしても，とにかくそれを取りたいという，利用側の提案も，条約の範囲内だけからいえば，合理的な利用であるというのもまた間違いではない。そこで当然，自然（野生生物）を保護する立場からは，それは本来的な自然保護にはなっていないわけですから（この点はあいまいにされがちだ），自然をどう保存したらいいかという問題に関しては別に考えねばならなくなった。当然ブラジル会議の，バイオダイバーシティを保全する条約をつくるという提案にそのまま持ちこまれている。ワシントン条約から，今後の問題として，保護をする側としてこれは大事に考えていかなければならない問題です。

そういったことから考えていきますと，国益なり企業利益なりというものをある程度考えたうえで，ワシントン条約の範囲内での合理性，経済合理性というものと，今言いました自然保護のうえでの合理性に食い違いがあります。それがWWFインターナショナル，あるいはIUCNで言っているところの合理的な利用ということでアフリカでの例で言えばジンバブエにある程度の取引を認めようという立場と，それに対して，あくまで自然の保護・保全をしていかなければいけない，あるいはその前提が充たされてからという立場との，NGOの中での違いがそこに出てくる。

ワシントン条約会議に関する限り，保護と利用といいましたように，あるひとつの地域の個体群の利用については，増やして取るという合理性は十分合法的である，ということになるわけで，ワシントン条約を自然保護の条約だというふうに私は最初から言わなかったし，この前関西での会合のときにも，「真の」業界保護の条約であり，部分的な自然保護には働くが，自然保護そのものではないと申した理由です。

今のような点がありまして，国際的な保護団体というものも，かなりむずかしい立場というか，

あるいは妥協的といったような立場になる反面，日本の場合には，私は３月１日に，京都新聞に，日本が国として尊重される行動をとるべきではないかという趣旨の文章を書いたのですが，野生動植物のあるがままの保護は，自然の保護，ほとんど自然保護と同意義になります。そのことが人間環境の中に自然環境を残しておかなければならないという立場で考えていきますと，これは人間の新しい文化活動とみなしていかなければならない。そういう態度を環境問題の中にちゃんともっていけるかどうか，あるいはそれを態度で，つまり行動で日本政府が示すことができるのだろうかが問われます。

環境の問題について，日本はリーダーシップをとるといっている訳なんですが，そうだとしたら，自然保護・野生生物保護の問題は，実は環境の問題だと極めてはっきりした認識をもって，具体的な行動をとるべきだろうと思っております。期待していたのですが，残念ながら，今回のワシントン条約の締約国会議に関しては，環境庁がやりましたシンポジウムが日本政府がリーダーシップを取った行動であるというくらいで，まだまだ政府自体は，自然環境保全について，積極的な態度をアメリカにかわってリーダーシップを取れるような状況にはなっていないと思います。

資源として消費するために取るという姿勢と考え方で対応するのとはちがって，野生動植物の保全は人間の自然環境を保存する動きである。これは，人間にとっての文化的な活動の一つであり，人間自身の存り方の今までとは違った側面として，新しい人間的な課題である。それを理解した結果と言える行動は，残念ながら，日本の業界にもあまり顕著にはみられない。

ワシントン条約に参加しているNGOがダメなのではないが，環境問題で，たとえばブラジル会議市民連絡会など，私もその代表委員になっていますが，バイオダバーシティの問題というのは，ほとんどバイオテクノロジーの資源移転の問題とか，また南北対立的な厄介な問題のなかに，簡単に押し込められてしまうというようなとらえ方があります。

そういった点で，今後の自然保護団体としての課題ですが，日本国内ではいま言ったような問題，グローバルでローカルな様々な課題について十分な理解をしてもらわなければならないということが一つと，もう一つは，国際的にも，今言いましたように，バイオダバーシティを守っていくのが，どういう問題なのかということについて，国内的，国際的にも理解を深めるようにしていかなければならない，という課題を京都会議は第一歩として示していたと私自身としては受け取っています。

（以上は講演記録に加筆したものです）

（トラフィックジャパン委員長
国際自然保護連合，種の保存委員会副委員長）